

内閣総理大臣 菅 直人 様

福島第一原子力発電所の事故に伴う損害に関する緊急要望

福島第一原子力発電所の事故に伴い、本県において産出された原乳や葉物野菜等の農産物について摂取及び出荷を差し控えるよう指示が出されたほか、その他の農林水産物についても首都圏等の店頭から撤去され、更には取引先から放射線測定結果の添付を求められるなどの影響が出ている。このため、下記について改めて強く要望いたします。

記

- 1 福島第一原子力発電所の事故に起因する農林水産物の損害については、生産者支援のため、風評によるものも含め十分な補償を行うこと。
- 2 現在実施されている農林水産物の緊急時環境モニタリングの体制を強化し、国が責任を持って、安全性の確認を早急に行うこと。
- 3 国民に対して、放射能の状況、本県農林水産物の安全性について、迅速・正確に情報を提供し、風評被害を防止すること。
- 4 本県農林水産物の取引において、風評被害が発生・拡大しないよう、国において関係業界等を強く指導すること。

平成23年3月24日

福島県知事 佐藤 雄平